

インドネシア
商品及びサービスの分類
1993年3月31日政府規則第24号制定
1993年4月1日施行

目次

商品及びサービスの分類一覧

商品の分類一覧

- 第1類
- 第2類
- 第3類
- 第4類
- 第5類
- 第6類
- 第7類
- 第8類
- 第9類
- 第10類
- 第11類
- 第12類
- 第13類
- 第14類
- 第15類
- 第16類
- 第17類
- 第18類
- 第19類
- 第20類
- 第21類
- 第22類
- 第23類
- 第24類
- 第25類
- 第26類
- 第27類
- 第28類
- 第29類
- 第30類
- 第31類
- 第32類

第 33 類

第 34 類

サービスの分類一覧

第 35 類

第 36 類

第 37 類

第 38 類

第 39 類

第 40 類

第 41 類

第 42 類

商品及びサービスの分類一覧

商品の分類一覧

第1類

工業用，科学用，写真用，農業用，園芸用及び林業用の化学品。未加工人造樹脂，未加工プラスチック。肥料。消火剤。焼戻し剤及びはんだ付け剤。食品保存用化学剤。なめし剤。工業用接着剤

第2類

ペイント，ワニス，ラッカー。防錆剤及び木材保存剤。着色剤。媒染剤。未加工天然樹脂。塗装用，装飾用，印刷用及び美術用の金属箔及び金属粉

第3類

漂白剤及びその他の洗濯に用いる物質。清浄剤，つや出し剤，擦り磨き剤及び研磨剤。石鹼。香料，精油，化粧品，ヘアローション。歯磨き

第4類

工業用の油及び油脂。潤滑剤。塵埃吸収剤，塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤。燃料(原動機用燃料を含む)及びイルミネラント。ろうそく，灯芯

第5類

薬剤，獣医科用剤及び衛生剤。食餌療法剤，乳児用食品。膏薬，包帯類。歯科用充填材料，歯科用ワックス。消毒剤。有害動物駆除剤。殺菌剤，除草剤

第6類

一般の金属及びその合金。金属製建築材料。運搬可能な金属製建築物。鉄道線路用金属材料。一般の金属から成る電氣的でないケーブル及びワイヤ。鉄製品，小型金属製品。金属管。金庫。一般の金属から成る商品 であって他の類に属さないもの。鉍石

第7類

機械及び工作機械。原動機(陸上の乗物用のものを除く)。機械の継手及び伝導装置の構成部品(陸上の乗物用のものを除く)。農業用器具(手動式のものを以外)。孵卵器

第8類

手持ちの工具及び器具(手動式のものを)。刃物類。携帯用武器。かみそり

第9類

科学用，航海用，測量用，電気用，写真用，映画用，光学用，計量用，測定用，信号用，検査(監視)用，救命用及び教育用の機器。音響又は映像の記録用，送信用又は再生用の装置。磁気データ記憶媒体，記録用ディスク。自動販売機及び硬貨作動式機械用装置。金銭登録機，

計算器，データ処理装置及びコンピュータ。消火器

第10類

外科用，内科用，歯科用及び獣医科用の機器，義肢，義眼及び義歯。整形外科用品。縫合用材料

第11類

照明用，加熱用，蒸気発生用，調理用，冷却用，乾燥用，換気用，給水用及び衛生用の装置

第12類

乗物。陸上，空中，又は水上の移動用の機器

第13類

火器。銃砲弾及び発射体。火薬類。花火

第14類

貴金属及びその合金並びに貴金属製品又は貴金属を被覆した製品であって他の類に属さないもの。宝飾品，宝玉。計時用具

第15類

楽器

第16類

紙，厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。印刷物。製本用材料。写真。文房具。文房具としての又は家庭用の接着剤。美術用材料。絵筆及び塗装用ブラシ。タイプライター及び事務用品(家具を除く)。教材(器具を除く)。プラスチック製包装用品(他の類に属するものを除く)。ランプ。活字。印刷用ブロック

第17類

ゴム，グタペルカ，ガム，石綿，雲母及びこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。製造用に押出成形されたプラスチック。詰物用，止具用及び絶縁用の材料。金属製でないフレキシブル管

第18類

革及び模造の革並びにこれらを材料とする商品であって他の類に属さないもの。獣皮。トランク及び旅行用バッグ。傘，日傘及び杖。鞭，馬具

第19類

建築材料(金属製でないもの)。金属製でない建築用硬質管。アスファルト，ピッチ及び瀝青。金属製でない運搬可能な建築物。金属製でない記念物

第20類

家具，鏡，額縁。木材，コルク，葦，藤，柳，角，骨，象牙，鯨のひげ，貝殻，琥珀，真珠母，海泡石及びこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品(他の類に属さないもの)

第21類

家庭用又は台所用の器具及び容器(貴金属又は貴金属を被覆したものではないもの)。櫛及びスポンジ。ブラシ(絵筆及び塗装用ブラシを除く)。ブラシ製造用材料。清浄用品。スチールウール。未加工又は半加工のガラス(建築用のものを除く)。ガラス製品，磁器製品及び陶器製品であって他の類に属さないもの

第22類

ロープ，紐，網，テント，日よけ，ターポリン，帆及び袋(他の類に属さないもの)。詰物用材料(ゴム製又はプラスチック製のものを除く)。織物用の未加工繊維

第23類

織物用糸

第24類

織物及び織物製品であって他の類に属さないもの。ベッドカバー及びテーブルカバー

第25類

被服，履物，帽子

第26類

レース及び刺繍布，リボン及び組紐。ボタン，ホック及び留め穴，ピン及び針。造花

第27類

絨毯，ラグ，マット及びマット材料，リノリウムその他の床用敷物。壁掛け(織物製でないもの)

第28類

ゲーム用品及び玩具。体操用品及び運動用品であって他の類に属さないもの。クリスマスツリー用装飾品

第29類

食肉，魚，家禽及び猟の対象となる鳥獣。肉エキス。保存処理，乾燥処理及び調理をした果実及び野菜。ゼリー，ジャム，コンポート。卵，ミルク及び乳製品。食用油脂

第30類

コーヒー，茶，ココア，砂糖，米，タピオカ，サゴ，代用コーヒー。穀粉及び穀物調製品，

パン、練り菓子及び糖菓、氷菓。蜂蜜、糖蜜。酵母、ベーキングパウダー。塩、マスタード。酢、ソース(調味料)。香辛料。氷、ケチャップ、タウチョ(中国味噌)、トゥラシ(海老やアミ由来の調味料)、プティス(小海老と香辛料由来の調味料)、クルプック(煎餅)、ウンピン(木の実のチップ)

第 31 類

農業、園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属さないもの。生きている動物。生鮮の果実及び野菜。種子、自然の植物及び花。飼料、麦芽

第 32 類

ビール、ミネラルウォーター、炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料。果実飲料及び果汁。シロップその他の飲料用調製品

第 33 類

アルコール飲料(ビールを除く)

第 34 類

たばこ。喫煙用品。マッチ

サービスの分類一覧

第 35 類

広告。事業の管理。事業の運営。事務処理

第 36 類

保険。財務業務。金融業務。不動産業務

第 37 類

建築物の建設。修理。取付けサービス

第 38 類

電気通信

第 39 類

輸送。商品の梱包及び保管。旅行の手配

第 40 類

材料処理

第 41 類

教育。訓練の提供。娯楽。スポーツ及び文化活動

第 42 類

飲食物の提供。一時宿泊。医療，衛生及び美容。獣医科及び農業に係るサービス。法律業務。
科学及び産業の調査研究。コンピュータのプログラミング。他の類に属さないサービス